

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実に関する意見書

現在、いじめ、不登校・登校拒否、暴力行為など、深刻な問題を解決するために、一人一人の子どもへのきめ細やかな教育が求められています。義務標準法では小・中学校の学級編制基準を40人と定めていますが、都道府県が40人の範囲内で基準を引き下げることが可能となっています。その結果、46道府県が30人程度学級を実施し、大きな成果を上げています。新潟県では小学校1・2年生で30人程度学級を実施していますが、小・中学校の全学年での実施に伴う教職員の増員は、県の財政状況を考えれば、独自では難しいと言わざるを得ません。

また、近年、特別支援教育や食教育を含めた健康教育の充実、読書活動の推進、さらに地域に根差した教育の実現も大きな課題となっています。厳しい財政状況の中、県内の多くの市町村が独自に介助員、指導補助員、図書館司書、栄養職員などの教職員を配置しています。本来、こうした課題解決のためには、国が義務標準法を改正し、適正に教職員を配置すべきです。

中越大震災後に起こった中越沖地震により、再度多くの子どもたちが心のケアを必要とする状況となりました。そこで、国は昨年度9月に65人の教育復興加配教員を緊急に配置し、現在も心のケアや教育活動の支援などを継続しています。たび重なる震災により大きな不安を抱えている子どもたちも多くいましたが、この加配により、きめ細かく対応することができるようになり、徐々に明るさを取り戻しています。義務標準法に定められていない教員を弾力的に加配したことは、保護者、地域の方、教職員に大きな評価を得ています。

義務教育費国庫負担制度については、平成17年度に中央教育審議会義務教育特別部会が、「義務教育の機会均等と水準の維持向上を図ることは国の存立に関わる最も重要な基本政策」として、「現行の負担率2分の1の国庫負担制度は今後も維持されるべき」という答申を出しました。平成18年度予算編成において義務教育費の国庫負担率は3分の1となったものの、国庫負担制度は維持されました。地方の財政状況にかかわらず全国の子どもたちがひとしく教育を受ける権利を保障するためには、義務教育費国庫負担制度は今後も堅持されるべきです。

よって、政府におかれては、一人一人の子どもたちに豊かで行き届いた教育を実現するため、次の事項が実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 30人以下学級の実現をはじめ、特別支援教育や食教育・健康教育の充実、読書の推進、地域に根差した教育の推進などの教育課題に対応するために義務標準法を改正すること。
- 2 地域の事情や子どもの実態を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。
- 3 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月27日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣